



新潟県公報

平成25年
11月29日(金)
号外
第82号

目次

訓令

- 新潟県職員服務規程の一部改正..... 1
教育委員会
- 新潟県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 2

訓令

新潟県訓令第十号

本 庁
出 先 機 関

新潟県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

新潟県知事 福田 富一

新潟県職員服務規程の一部を改正する訓令

新潟県職員服務規程（昭和三十九年新潟県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二に次の一項を加える。

- 2 総合庶務事務システム（職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用することができる所属の職員（以下「システム利用所属職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「週休日の振替及び勤務時間の割振り変更簿（別記様式第十一号の三）」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

第十一条の四に次の一項を加える。

- 2 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「超勤代休時間指定簿（別記様式第十一号の六）」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

第十二条に次の一項を加える。

- 2 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「代休日指定簿（別記様式第十二号）」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

第十六条中「をもつて」を「により」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「超過勤務等命令簿（別記様式第十四号）」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

第二十二條に次の一項を加える。

- 6 システム利用所属職員に対する第一項から第四項までの規定の適用については、第一項中「休暇簿（別記様式第十六号）を所属長に提出する」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇の請求、申出又は届出に係る事項を入力する」と、第二項中「休暇簿」とあるのは「提出し、」と、第三項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「休暇の請求又は申出を行う」とあるのは「総合庶務事務システムにより休暇の請求又は申出に係る事項を入力する」と、「休暇の請求又は申出を行わなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇の請求又は申出に係る事項を入力しなければ」と、第四項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「休暇簿に」とあるのは「総合庶務事務システムに」と、「休暇簿を」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇の請求、申出又は届出に係る事項を入力し」と、「それぞれ当該」とあるのは「当該」とする。

第二十三條に次の一項を加える。

- 3 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「欠勤届（別記様式第十八号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務シ

テムにより当該欠勤に係る事項を入力しなければ」とする。

第二十八条に次の一項を加える。

- 2 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「職尊免承認簿（別記様式第二十二号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該職務に専念する義務の免除に係る事項を入力しなければ」とする。

第三十条の四に次の一項を加える。

- 4 システム利用所属職員に対する前三項の規定の適用については、第一項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業承認請求書（別記様式第二十三号の六）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、第二項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業取消簿（別記様式第二十三号の七）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「養育状況変更届（別記様式第二十三号の四）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長を経て人事課長に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする」とする。

第三十条の五に次の一項を加える。

- 5 システム利用所属職員に対する前各項の規定の適用については、第一項中「職員が」とあるのは「システム利用所属職員が」と、「修学部分休業承認申請書（別記様式第二十三号の八）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、第二項中「職員が」とあるのは「システム利用所属職員が」と、第三項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「修学部分休業取消簿（別記様式第二十三号の九）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「修学状況変更届（別記様式第二十三号の十）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする。

第三十条の六に次の一項を加える。

- 4 システム利用所属職員に対する前三項の規定の適用については、第一項中「職員が」とあるのは「システム利用所属職員が」と、「高齢者部分休業承認申請書（別記様式第二十三号の十一）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、第二項中「職員が」とあるのは「システム利用所属職員が」と、前項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「高齢者部分休業取消簿（別記様式第二十三号の十二）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」とする。

附 則

この訓令は、平成二十五年十二月一日から施行する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会訓令第三号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

栃木県教育委員会

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

- 第二十条中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年栃木県人事委員会規則第二号）第三十条」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号）第五条」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 総合庶務事務システム（職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用することができる所属の職員（以下「システム利用所属職員」という。）に対する前項の規定の適用に

つについては、同項中「週休日の振替及び勤務時間の割振り変更簿（別記様式第十五号）」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

第二十条の二第一項中「第四条第一項」を「（平成七年栃木県人事委員会規則第二号）第四条第一項」に改める。

第二十条の三中「（平成七年栃木県条例第一号）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「超勤代休時間指定簿（別記様式第十五号の四）」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

第二十一条に次の一項を加える。

2 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「代休日指定簿（別記様式第十六号）」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

第二十五条中「をもつて」を「により」に改め、同条に次の一項を加える。

2 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「超過勤務等命令簿（別記様式第五号）」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

第二十八条に次の一項を加える。

3 システム利用所属職員に対する前二項の規定の適用については、第一項中「職員は」とあるのは「システム利用所属職員は」と、「休暇簿（別記様式第九号から別記様式第十三号まで）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇に係る事項を入力しなければ」と、前項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「休暇簿又は」とあるのは「規定により入力し、又は同項の」と、「休暇の請求又は申出を行わなければ」とあるのは、「同項の規定により当該休暇の請求若しくは申出に係る事項を入力し、又は同項の休暇願届書を提出しなければ」とする。

第三十条に次の一項を加える。

3 システム利用所属職員に対する前二項の規定の適用については、第一項及び前項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、同項中「欠勤届（別記様式第十七号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該欠勤に係る事項を入力しなければ」とする。

第三十二条に次の一項を加える。

2 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「職専免承認簿（別記様式第二十号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該職務に専念する義務の免除に係る事項を入力しなければ」とする。

第三十六条に次の一項を加える。

4 システム利用所属職員に対する前三項の規定の適用については、第一項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業承認請求書（別記様式第二十六号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、第二項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業取消簿（別記様式第二十七号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「養育状況変更届（別記様式第二十五号）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長を経て総務課長に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする」とする。

第三十六条の二に次の一項を加える。

5 システム利用所属職員に対する前各項の規定の適用については、第一項中「職員が」とあるのは「システム利用所属職員が」と、「修学部分休業承認申請書（別記様式第二十七号の二）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、第二項中「職員が」とあるのは「システム利用所属職員が」と、第三項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「修学部分休業取消簿（別記様式第二十七号の三）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「修学状況変更届（別記様式第二十七号の四）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする。

第三十六条の三に次の一項を加える。

4 システム利用所属職員に対する前三項の規定の適用については、第一項中「職員が」とあるのは「システム利用所属職員が」と、「高齢者部分休業承認申請書（別記様式第二十七号の五）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、第二項中「職員

が」とあるのは「システム利用所属職員が」と、前項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「高齢者部分休業取消簿（別記様式第二十七号の六）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」とする。

別表第一の一教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項の部1共通専決事項の款課室長専決事項の欄中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十号とし、第十五号から第二十六号までを四号ずつ繰り上げ、同部2特定専決事項の款総務課関係の項総務課長専決事項の欄中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第三号とし、第八号から第十二号までを四号ずつ繰り上げ、同表の二所長及び総括所長補佐専決事項の部総括所長補佐専決事項の欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号及び第八号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年十二月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

(総務課)